

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第109号
事故等種類	木材係留杭損傷
発生日時	平成25年12月13日 07時00分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港西方の貯木場 高松市所在の弦打港東防波堤灯台から真方位258°750m付近 (概位 北緯34°21.3′ 東経134°00.7′)
事故等調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 たま、19トン 292-41596岡山、有限会社前田組 B 起重機船 第八水島号、約678トン なし、有限会社前田組
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし 木材係留杭 曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、A船の船尾から出した長さ約30mのえい航索で作業員2人を乗せたB船の船尾を繫いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長Aが手動操舵で操船に当たり、高松港西方の貯木場内の港湾土木工事場所から、約1ノットの対地速力で東進した。 船長Aは、A船引船列を貯木場の出入口に向けるため、左回頭を始めたところ、B船の船首が外方に振れ、平成25年12月13日07時00分ごろB船の左舷船首部の防舷材と木材係留杭とが衝突した。 船長Aは、衝突したことに気付かずに航行を続け、14日に港湾土木工事の元請会社担当者からの連絡で本事故を知った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：07時01分ごろ
その他の事項	貯木場内には、木材係留杭が南北方向の間隔が約30mで設置されていた。 船長Aは、B船の船尾部の甲板室が妨げとなり、B船の船首部付近を見通すことができなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A 船引船列は、高松港西方の貯木場を東進中、左回頭を始めたところ、B 船の船首が外方に振れたことから、B 船の左舷船首部と木材係留杭とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A 船引船列が、高松港西方の貯木場を東進中、左回頭を始めたところ、B 船の船首が外方に振れたため、B 船の左舷船首部と木材係留杭とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引船列を構成して狭い水域を航行する際は、えい航される船舶の振れを考慮して操船に当たること。